

会 議 結 果 報 告 書

令和 7 年 9 月 3 0 日

会議の名称	令和 7 年度第 2 回志木市環境審議会
開催日時	令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 2 時 3 0 分から
開催場所	志木市役所 大会議室 2－1
出席委員	増田会長、竹前委員、上原委員、田中委員、堀口委員 青木委員、秋場委員、清水委員、大村委員、毛利委員 (計 1 0 人)
欠席委員	(計 0 人)
議 題	(1) 第三期志木市空き家等対策計画（素案）について
結 果	以下審議内容のとおり (傍聴者 0 人)
事務局職員	増田課長、木谷主査、白砂主査 (計 3 人)
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
1. 開 会 司会：木谷主査 2. 挨拶 増田会長 3. 議 題 (1) 第三期志木市空き家等対策計画（素案）について 【事務局より、前回の審議会で出た指摘部分を修正等したのちに各委員に送付した「第三期志木市空き家等対策計画（素案）」の内容について説明した。】 会 長 それでは、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 委 員 「空家等」、「管理不全空家等」、「特定空家等」の写真掲載が難しい理由はプライバシーの問題か。 事務局 そのとおりである。	

写真を掲載してしまうと特定につながる可能性があることと、空き家の所有者に許可が必要となるため難しいと考える。

委 員 空き家の窓口は一元的に環境推進課になると言っていたが、市民が見てすぐに分かるように P 19 に記載してはどうか。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 空き家問題については、自治体によって担当している所属がバラバラであるため、志木市は環境推進課が担当であるとすぐ分かるように記載した方がよいのではないかと。

事務局 他自治体では、環境部門ではなく都市整備部門が担当している自治体が多いと聞いている。ご意見に基づき修正する。

委 員 「空家等」、「管理不全空家等」、「特定空家等」と段階的にひどくなっていると思われるが、計画内で使用されている「空き家等」と「空家等」は同等のものなのか。

事務局 志木市空き家等対策計画において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」で規定されている用語については、狭義的な意味での「空家等」を使用し、それ以外の空き物件等も含んだ広義的な意味での用語については、「空き家等」を使用している。

委 員 22 ページの文言がずれている。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 35 ページの「集合住宅及び建物以外」という表現で出てくる「建物」とは何か。

事務局 こちらで記載している「建物」とは、土地に固着し、屋根や壁があり、特定の用途で使われる、居住や業務に供される建造物全般を指している。そのため、この「集合住宅及び建物以外」とは、主に駐車場、店舗、事務所、工場、学校、病院、旅館などを指している。

なお、「集合住宅及び建物以外」という表現は、住宅・土地統計調査でも使用されている。

委 員 SDG s の出典文字が途切れてしまっている。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 SDG s の図は英語表記ではなく、日本語表記にしたらどうか。

事務局 他計画との兼ね合いもあるため確認する。

委 員 10 ページ下段の空き家率の下にグラフ 1 とあるがどうか。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 11 ページの志木市の現状と課題部分で「調査が実施された県内 53 市

町村」というのが凄く違和感がある。順位だけでもいいのではないか。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 18ページの「実施体制のイメージ図①」とあるが、19ページは「実施体制のイメージ図」となっている。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 計画で「空家等」と「空き家等」が記載されており、志木市では広義的な意味での「空き家等」を調査しているとのことだったが、そうであれば、「本計画で使用する用語の定義について」のページに大きく記載してはどうか。

事務局 ご意見に基づき修正する。

委 員 目次のページ数についても確認が必要である。

事務局 最終的に全て確認する。

委 員 予防施策として、何か通知等を出しているのか。

事務局 空き家に対する適正管理通知の送付や空き家実態調査で全戸に対して空き家冊子を配布するなど予防施策を実施している。

委 員 単身の高齢者世帯に対しても何か周知をしているのか。

事務局 今年の8月から高齢者世帯を対象としたおくやみ窓口での意識啓発を実施している。

会 長 委員の皆様からたくさんのご意見をいただきましたので事務局で取りまとめていただき、次回の答申に臨みたいと思う。

事務局 本日いただいた意見を集約し、改めて素案を送付するのでご確認いただきたい。次回は9月29日（月）午前9時00分から答申となるため、素案に修正等がある場合は、9月25日（木）までに連絡をしてほしい。

6. 閉会

以上